

神戸市兵庫区シンボルキャラクター「ハートン」の画像利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市兵庫区シンボルキャラクター「ハートン」の画像（以下、「ハートン」という。）に係る著作権法（昭和45年法律第48号）第63条に基づく利用許諾に関し、必要な事項を定めるものとする。

(権利)

第2条 「ハートン」に関する著作権、その他一切の権利は、神戸市に属する。

(利用画像)

第3条 この要綱において「ハートン」とは、様式第1号の「ハートン」基本デザイン及びその展開デザインとして神戸市兵庫区長（以下、「区長」という。）が定めるものとする。

(利用について)

第4条 「ハートン」の利用希望者は、あらかじめ「ハートン画像利用申請書」（様式第2号。以下、「申請書」という。）に必要な書類を添付して区長に提出し、区長の許諾を得なければならない。
2 区長は申請内容について審査し、適当と認められる場合は、「ハートン画像利用許諾書」（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

(利用目的)

第5条 「ハートン」は、次の各号のいずれかに該当する場合にのみ利用することができるものとする。

- (1) 公益的活動の推進を目的として利用するとき。
- (2) 神戸市兵庫区（以下、「区」という。）及び区内各地域のPRを目的として利用するとき。
- (3) 区への愛着や親しみを高めるとともに、区のイメージを内外に発信するために利用するとき。

(利用許諾基準)

第6条 区長は、申請の内容が前条に定める利用目的に合致し、かつ次の各号のいずれかに該当する場合にのみ「ハートン」の利用を許諾する。

- (1) 市等が行う啓発活動、市主催（共催）事業で利用するとき。
- (2) 国又は地方公共団体が利用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもの以外の団体等が兵庫区内における奉仕活動若しくは兵庫区の地域活性化につながる活動において利用するとき。

2 前項の規定にかかわらず、公益上の観点から区長が適当と認める場合は、「ハートン」の利用を許諾する。

(遵守事項)

第7条 利用者は、「ハートン」の利用に際して、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 「ハートン」について、次に掲げる利用その他許諾を受けた内容と異なる利用、又はその許諾条件に反する利用をしないこと。
 - ア 区の品位を傷つけ、又は区民の理解の妨げになるおそれがあると認められる利用。
 - イ 特定の個人又は団体を援助、助長、促進、圧迫、干渉等していると誤解させるおそれがあると認められる利用。
 - ウ 法令又は公序良俗に反するおそれがあると認められる利用。
 - エ 営利又は販売を目的とした利用。ただし、区長が特に認める場合の利用を除く。
- (2) 「ハートン」の利用に関し、本市又は第三者に損害を与えないこと。
- (3) 「ハートン」の改変をしないこと。
- (4) 「ハートン」を表示する同一面上に「©2004神戸市」又は「©2004 Kobe City」及び許諾番号を表示すること。
- (5) 「ハートン」を利用する権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保の用に供しないこと。
- (6) 「ハートン」の類似画像の作成、第三者による「ハートン」に係る著作権侵害の助長その他本市の権利を侵害する行為をしないこと。
- (7) 許諾を受けた「ハートン」を利用した物件を直ちに提出すること。ただし、物件の提出が困難と区長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (8) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例を遵守すること。

(利用期間)

第8条 利用者が「ハートン」を利用できる期間は、1年以内で区長が定める期間とする。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料等)

第9条 利用に係る費用は、無料とする。ただし、区長は、その利用の性質上必要があると認めるときは、区長が定める額の使用料又は契約保証金を納付させることができる。

(事故発生時の報告義務等)

第10条 利用者は、「ハートン」の利用において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちに区長に対し報告し、その指示を受けなければならない。

(調査等)

第11条 区長は、「ハートン」の利用に関し必要があると認めるときは、利用者に対し報告を求め、調査を行い、又は適切な措置を求めることができる。

2 利用者は、前項の規定により区長から報告を求められ、若しくは適切な措置を求められたときは、速やかにこれに応じ、又は区長から調査を受けたときはこれに協力しなければならない。

(許諾の取り消し等)

第12条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許諾を取り消し、

許諾内容を変更し、又は「ハートン」の利用を制限し、若しくは利用の停止をすることができる。

(1) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許諾を受けたとき。

(3) 公益上やむを得ない必要が生じたとき、その他「ハートン」の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。

(4) 前3号に掲げるものの他、区長がその利用の継続を不適當であると認めるとき。

2 前項の規定に基づく許諾の取消し、許諾内容の変更、又は「ハートン」の利用の制限、若しくは利用の停止により利用者に生じた損害については、本市は一切の責任を負わない。

(利用終了後等の措置)

第13条 第8条の規定による利用期間が終了した者、又は前条第1項の規定に基づく許諾の取消しを受けた者は、速やかに「ハートン」の利用を中止し、並びに「ハートン」の複製物の廃棄及び回収に関する区長の指示に従わなければならない。

(損害賠償請求)

第14条 利用者は「ハートン」の利用に関し、利用者の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合は、利用者の責任において速やかにその損害を賠償しなければならない。

(個人情報の取り扱いについて)

第15条 本市は、申請書に記載された個人情報に関して、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守して取り扱う。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、「ハートン」の利用について必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年9月10日から施行する。